

令和3年度 健康保険被扶養者資格確認調査(検認)について

健康保険法施行規則や厚生労働省の指導に基づき、被扶養者資格確認調査を下記の通り実施いたします。この調査は、被扶養者となられた方がその後も被扶養者としての認定基準を満たしているかを確認するためのものです。

当年度より、インターネット環境で利用できる「被扶養者資格調査システム」を導入しました。操作マニュアルをご確認のうえ、調査票をご提出いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

◇操作マニュアルは「iBss 被扶養者資格調査システム」にログインしていただくと、お知らせ欄に掲載しております。

- 調査対象者 現在認定されている19歳以上(令和4年3月末日現在)の被扶養者全員
※令和3年6月1日以降に新規認定された方は除きます。
※任意継続被保険者は除きます。
- 調査期間 令和3年9月27日～令和3年10月22日
- 調査方法 WEB システムを使った調査(システム名「iBss 被扶養者資格調査システム」)
- 添付書類 課税(非課税)証明書、給与明細(直近3ヶ月分)、学生証、年金振込通知書、別居の場合の送金証明書(直近3ヶ月分)など

● 「iBss 被扶養者資格調査システム」へのログイン方法

- ① 下記 URL より「iBss 被扶養者資格調査システム」へアクセスしてください。

<https://ibss.jp/portal>

- ② ユーザーID とパスワードを入力してください。

- ユーザーID : 社員番号+健康保険証の記号+番号
- 初期パスワード : 生年月日(西暦生年月日8桁)

スマートフォンからはこちら↓



- ③ 初回ログイン後にパスワード変更画面が表示されますので、直ちに 변경してください。
- ④ パスワード忘れの際等にメールアドレスが必要となりますので、登録してください。
- ⑤ 操作マニュアルをご覧のうえ、調査票の入力・証明書等をアップロードしてください。

【動作環境】 PC: Microsoft Edge、Google Chrome 最新版 ・ スマートフォン: Safari11 以上、Chrome 最新版

システムにアクセス→ユーザーID・初期パスワードを入力→パスワードを変更
→本人連絡先(TEL/メールアドレス)を登録→調査票へ入力→資料のアップロード

提出期限 : 令和3年10月22日(金) 厳守

期日までに提出されなかった場合は、被扶養者資格を喪失する場合がございます。
予めご了承ください。

お問い合わせ先

調査全般 JAST コールセンター 電話 050-5444-6193 月～金(祝日除く)

10時～17時(12時～13時除く)

メール jvckwd_kennin@ibss.jp (24時間受付可・当健保専用)

※本確認調査は、日本システム技術株式会社(JAST)へ一部委託しております。

【根拠法令等】

- ・健康保険法施行規則第50条
- ・厚生労働省保険局長通知保発第1029004号
- ・厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号

JVC ケンウッド健康保険組合ホームページ

<http://www.jvckwdkenpo.or.jp>